

公益財団法人秦野市スポーツ協会競技会開催補助金交付規程の運用 基準

1 補助対象事業（第2条関係）

加盟団体のうち地域団体において、規程第2条第1項に適合し開催された競技会（地区対抗戦として承認されたものに限る）へ出場する各地域内の選手に対して行った支援については、補助対象事業として承認するものとし、補助対象経費及び限度額は、規程第3条第2項但し書きを適用する。

2 補助対象経費及び限度額（第3条関係）

- (1) 参加費用等を徴して開催する競技会の補助金交付額の算定は、次のとおりとする。

補助対象限度額（当初）を加算した収入額が、支出額の合計を上回るときは、その差額を補助金から減じて交付するものとする。

- (2) 地域団体においては、補助対象となる全5項目の経費を一括して「出場選手支援費」として読み替えるものとし、補助限度額は、開催回数に限らず年額6万円とする。

附 則

この基準は、平成29年5月8日から施行し、平成29年4月1日から適用する。